

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	壁面線又は壁面の位置の制限のある前面道路で、その境界線を超えない建築物は、当該壁面線等の位置を前面道路とみなす認定	
根拠法令・条項	建築基準法施行令第131条の2第3項	
所管課	建築安全課	
審査基準	<p>当該認定に係る壁面線の指定地区は無く。地区計画等による壁面の位置の制限は、それぞれ計画内容や配置計画等が異なるため、あらかじめ審査基準を設定することが困難であるので、法令に準じて審査を行う。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	認定については、30日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	